時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

第三千三百十號
明治廿五年四月七日　木曜日
舊曆壬辰三月十一日(己巳)
日出午前五時二十分　日入午後六時六分
月出午後一時二十六分　月入午前三時四分
滿潮午前一時二分　午後一時三十分
(西曆一千八百九十二年)

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊

〇時事新報社ヨリ直接ニ遞送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢の遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料(前金)

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐること寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にでも報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

民黨の方針如何

政府が今度の新議會に提出する議案は何れも前會の舊議案にして當時尚は未だ議決に至らざりしもの又は既に否決されたるものなりと云へば其決心の在る所は自から見ることを得べしと雖も扨議會が之に對するの方針は果して如何なる可きや世人の知らんと欲する所なる可し抑も彼の民黨の人々が頻りに現政府に反對して何事に就ても之を苦しめんとする其目的は唯政府の人望を損せしめ機に乘じて取て代らんとするに外ならず單に世人の認むる所なるのみならず自からも公言する所にして其目的は敢て不可なるに非ざれども凡そ取て代るなり又は自然に他の讓を受くるなり苟も政府の地位を占めて一國の治安を保たんとするには先づ一般の信仰を得て斯く〳〵の人物にして云々の政策なれば國の政權を托するも安心なりとの情を催さしむること最も肝要なりとす或は其人々が種々樣々の手段して只管政府の信用を損せしめんとするの工風も此邊の意味にして他の信用を損するは取りも直さず自家の信用を增すの捷徑なりと思ふ輩もある可きなれども左りとては迂闊の甚だしきものと云はざるを得ず喩へば玆に二軒の商店ありて商賣の競爭上より他の信用を損せしむる爲め種々の策を運らすとあれば自から一種の商略にして或は他の得意を奪ふて自店の繁昌を致すこともある可しと雖も是れは雙方共に相應の店を構へ相應の信用ある場合に於て見る可きのみ一方は兎に角に年來の老舖なるに其策を運らさんとする他の一方は全く世の信用もなきものとありては啻に他を傷くること能はざるのみならず却て人の爲めに厭はるゝに至る可し商法の巧なるものと云ふ可らざるなり今の民黨の擧動を見るに政府に反對して之を苦しむるの手段には拔目なけれども自家の信用を博せんとするの一點に至りては甚だ不注意なりと云はざるを得ず例へば彼の地租輕減地價修正の說の如き其人々が今の民情に投ずる唯一の利器として頼む所のものなれども苟も國家獨立の思想を抱くものは一人として之に同意するものあらざるが故に民黨の人々が如何ほど熱心に主張するも其目的を達することは到底難かる可し若しも其主張する所にして實行の望なきときは唯一の利器も遂に効を見ずして民心は次第に離れざるを得ず前途甚だ覺束なしと云ふ可し抑も今の人民の政府に對する苦情は何れの邊に在りやと云ふに寧ろ法律規則の繁雜なるに苦しむものにして彼の登記法の如き又は營業税雜種税の如き納税の旨趣は兎も角も其手數の面倒なるは筆紙に盡すこと能はざる程にして即ち繁文の弊に堪へざるものなれば若しも民黨の人々が眞實に國民の利害を考へ年來の宿弊を矯めんとして先づ此繁文の此邊より手を下さんには實際に力を勞すること少なくして功を收むること多く一般の信用を博するに安全の道なれども其策爰に出でずして望もなき地租云々地價云々を唱へ信用を博せんとして却て之を失ふを知らざるは知者の事と云ふ可らず左れば民黨の人々も今度の議會僅々四十日間に信用を回復して圓滿の輿望を博することは難かる可しと雖も政府より提出する議案の中には鐵道案監獄費案等を始めとして人民の利害に關するもの少なからざる由なれば機會に投して失策を再びせざるの工風こそ肝要なれ右等の議案は前會に於て現政府信するに足らずと稱し事の利害を問はずして否決したる所のものなれども實は世間一般に其通過を希望せざるはなし殊に鐵道案は政府に於ても今回は多少修正して一歩を讓り又は更に別案を提出することもあらんなど樣々の世說も聞ゆる程の次第なれば之を好き潮として無事に議決し以て一般の希望に副ふの覺悟なかる可らず若しも然らずして單に政府の不信用を喋々して反對を事とするときは益々世間に厭はれて人望を損するのみならず時としては再び解散の不幸を見るやも圖る可らず解散、敢て恐るゝに足らずと云ふも之が爲めに益々自家の信用を損するが如きは其人々の爲めに取らざるなり

官報

〇誤字　昨日の本欄に藏省告示第十六號第四項中名額トモ總額の下「金」の字を脫すと昨日の官報に是正したり

〇農商務省令第九號

鑛業條例第十四條第三十一條第四項及ヒ第四十五條ニ依リ旅費日當ヲ納付スル手續左ノ通相定ム

明治二十五年四月六日　農商務大臣河野敏鎌

第一條　鑛業條例第十四條第一項第三十一條第四項及第四十五條第一項ニ依リ吏員ノ出張ヲ命シタルトキハ鑛山監督署長ハ出張吏員ノ氏名及ヒ旅費日當ノ概算額ヲ出願人又ハ鑛業人ニ通知スヘシ

第二條　出願人又ハ鑛業人ハ前條ノ通知書到達ノ日ヨリ十四日以內ニ旅費日當ノ概算額ヲ出張吏員ニ交付スヘシ

第三條　出張吏員ハ實地調査ヲ終ヘタル後旅費日當ノ精算ヲ爲シ過不足アルトキハ鑛山監督署長ヨリ之ヲ出願人又ハ鑛業人ニ通知シ超過額ヲ還付シ又ハ不足額ヲ追求セシムヘシ

〇遞信省告示第八十二號

南亞米利加亞爾然丁共和國宛ノ諸電報ハ同國政府ニ於テ之ヲ檢閱スル旨萬國電信總理局ヨリ通報シ來レリ

明治二十五年四月六日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

〇東京府令第四十二號

明治二十四年(七月)東京府令第五十八號從來入齒々拔口中療治接骨營業者取締規則第三條左ノ通改正ス

明治二十五年四月六日　東京府知事富田鐵之助

第三條　明治二十五年內務省令第二號ニ揭載セル毒藥劇藥ハ使用スルヲ得ス

東京府令第四十二號參照

東京府令第五十八號從來入齒々拔口中療治接骨營業者取締規則(明治二十四年七月一日)抄錄

第三條　明治二十二年內務省令第五號ニ揭載セル毒藥劇藥ハ使用スルヲ得ス

雜報

〇南太平洋ニユーカレドニヤ濠洲旅行記(七)

三本武重

過日來の紙上に揭げたる紀行に見ゆる如く余は去る一月下旬佛領ニユーカレドニヤ嶋のチヨー港に於て我移住民等と袂を分ち濠太利ニユーサウスウエールス州の首都シドニーに着し石炭業を以て有名なるニユーカッスルに赴きて其實況を視察し再びシドニーに歸り汽船廣嶋丸に搭じ濠洲の東岸に沿ふて北方に駛航し南太平洋の難所として航海者の最も心を苦むるトーレス海峽を通過しアラフラ海に出で〻西方に進み爪哇嶋の首府バタビヤに寄港の後支那海を横ぎりて香港に着し廣東河を上りて南支那の諸港中、商業の最も繁盛なる廣東府に遊び去る一日歸京したりニユーカレドニヤ嶋に於て見聞したる事柄は既に報道したれども尚其足らざるを補ひ濠洲シドニー、ニユーカッスルを始めとし其他巡遊したる諸港にて親しく見聞したる事柄を記述すべし

ニユーカレドニヤ嶋の產物幷に關稅

佛領ニユーカレドニヤ嶋は濠洲東岸の探撿者として有名なる英のカプテン　クックが發見したる嶋にして其後佛國の海軍將官コントルカストーはクックの探撿せざりし沿岸を巡航し千八百四十三年に至り初めて佛國の宣教師を派遣したれども其功を奏せず今より凡そ四十年前佛國政府は本嶋を罪人放逐所となさんと欲し佛國の國旗を嶋上に建て〻自國の領地なる旨を公布し三十年前二百十五名の罪人を首府ヌメヤの近傍に移し其後引續いて囚徒を移住せしめ之と同時に自由の移住民も渡來して開墾に從事し砂糖、綿等の產出を見るに至りたれども其額は多からず全般より云へば進步發達の度、緩慢なれども近年ニッケル礦の產出多くしてニッケルの需用益々盛なるに從ひニユーカレドニヤ嶋のニッケル礦は世界に其名を知らるゝに至れり昨年本嶋より採掘したるニッケルの產額は五萬五千噸にして內三萬六千噸は今回我日本勞働人を雇ひ入れたる佛國ニッケル礦業會社の一手に採掘したるものなれども其餘のニッケルも同會社にて悉く買入れ歐洲に向け輸送するよし目下本嶋產物の重もなるものは礦物にして日常品等は大抵濠洲よりの輸入に係るものなり余は南洋貿易に志ある人の參考に供せん爲め本嶋の關稅を示すべし

輸入稅は左の特別品を除くの外總て原價百分の四とす

枯草、藁	百キログラムに付	二フラン
大麥、小麥、燕麥	同	五フラン
鹽漬肉	同	二十フラン
珈琲	同	二フラン
煙草	一キログラムに付	二フラン四十サンチーム
牛	一頭に付	五フラン
豚	同	十五フラン
馬、騾馬	同	二十五フラン
シガー	一キログラムに付	三フラン

アプサン(酒の名)は一エク
二百フラン但し赤葡萄酒は
ラン、鴉片は元價を課す
に付十フラン、銅礦一噸に
て他は無稅なり

佛國人の好意

日本を漫遊したる外國人の
親切に能く外客を遇する人
評語をニユーカレドニヤ嶋
に與ふるに躊躇せざるな人
民會社員等は皆佛人の親切
に余は時事新報記者として
たる業務とて無き身なれば
て到る處歡迎せられざるな
し首府ヌメヤよりチヨーに
社の支店長兼技師長グラン
ず移民局長ガレー氏醫務總
帶ぶる身なるにも拘はらず
余等と相交はり特に移民局
山を撿分せんとしたる時十
爲に便宜を得たる事少から
むるなど好意盡さざる無く
彼等の家に到りて飮用水を
導き佛國の名產なる葡萄酒
珍らしき物品を示すなど思
そ天涯萬里の異鄕に在りて
もの無く其眞味は實に未だ
る能はざる所なり蓋し佛人
彼等が絕海の孤嶋に永住し
珍らしき事あれかしと思ふ
に過ひ喜んで好意を表した
るに相違なしと雖ども其本
現はしたるに外ならずと云
は深く彼等の好意を心に銘

ニユーカレドニヤ嶋

ニユーカレドニヤ嶋は日本
海上に横はる一大嶋にして
り廿三度、東經百六十四度
り又乙の海圖には東經百六
す(緯度は甲に同じ)とあり

〇清國天津通信 (三月

●●●●●●●●清帝英語練修に就て　去冬
が萬政を聽くの餘暇には日
究せる事に就ては隨分奇異
從來の形勢よりするも洋學
せざりしに何ぞ圖らんや今
學を始め其旨世間に發表せ
事にて爲めに豫じめ總理衙
上したるやに傳聞すれども
后は老て尙は元氣壯に常に
を啓沃補弼するを以て何時
したるの結果なるべしと云
見式に關して英飭の必要を
るべければ今後は各使臣の
て對見する時節到來するな
外國との交際上にも一層の
ならん別して國民の感情を